

第127期中間決算公告

証券コード 8345
 平成20年11月26日
 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 岩手銀行
 取締役頭取 高橋 真裕

第127期中（平成20年9月30日現在）中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	31,813	預 金	2,084,648
コ ー ル ロ ー ン	50,278	譲 渡 性 預 金	72,592
買 入 金 銭 債 権	23,988	コ ー ル マ ネ ー	1,000
商 品 有 価 証 券	21	借 用 金	262
金 銭 の 信 託	5,935	外 国 為 替	5
有 価 証 券	892,018	社 債	20,000
貸 出 金	1,340,785	新 株 予 約 権 付 社 債	20,000
外 国 為 替	1,320	そ の 他 負 債	28,414
そ の 他 資 産	12,067	未 払 法 人 税 等	2,743
有 形 固 定 資 産	19,061	そ の 他 の 負 債	25,670
無 形 固 定 資 産	1,840	役 員 賞 与 引 当 金	15
繰 延 税 金 資 産	7,225	退 職 給 付 引 当 金	6,711
支 払 承 諾 見 返	9,608	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	438
貸 倒 引 当 金	△ 15,043	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	130
		偶 発 損 失 引 当 金	57
		支 払 承 諾	9,608
		負 債 の 部 合 計	2,243,885
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,089
		資 本 剰 余 金	4,811
		資 本 準 備 金	4,811
		利 益 剰 余 金	116,521
		利 益 準 備 金	7,278
		そ の 他 利 益 剰 余 金	109,243
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	688
		別 途 積 立 金	104,480
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,074
		自 己 株 式	△ 3,964
		株 主 資 本 合 計	129,457
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,184
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	392
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,577
		純 資 産 の 部 合 計	137,035
資 産 の 部 合 計	2,380,920	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,380,920

第127期中 (平成20年 4月 1日から
平成20年 9月30日まで) 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	30,254
資金運用収益	21,450
(うち貸出金利息)	(13,530)
(うち有価証券利息配当金)	(7,441)
役務取引等収益	3,186
その他業務収益	2,073
その他経常収益	3,544
経 常 費 用	28,801
資金調達費用	3,721
(うち預金利息)	(3,305)
役務取引等費用	1,142
その他業務費用	4,069
営業経費	14,419
その他経常費用	5,448
経 常 利 益	1,452
特 別 利 益	305
特 別 損 失	80
税引前中間純利益	1,677
法人税、住民税及び事業税	2,828
法人税等調整額	△ 2,150
中 間 純 利 益	999

第127期中〔平成20年4月1日から平成20年9月30日まで〕中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
直前事業年度末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	688	100,880	7,230	116,077
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 554	△ 554
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	3,600	△ 3,600	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	999	999
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	—	3,600	△ 3,156	443
中間会計期間末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	688	104,480	4,074	116,521

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	△ 3,812	129,166	19,840	529	20,369	149,535
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	△ 554	—	—	—	△ 554
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—
中間純利益	—	999	—	—	—	999
自己株式の取得	△ 175	△ 175	—	—	—	△ 175
自己株式の処分	23	23	—	—	—	23
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	—	—	△ 12,655	△ 136	△ 12,792	△ 12,792
中間会計期間中の変動額合計	△ 151	291	△ 12,655	△ 136	△ 12,792	△ 12,500
中間会計期間末残高	△ 3,964	129,457	7,184	392	7,577	137,035

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～33年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平

成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる営業経費、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号) 別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 44 号平成 20 年 7 月 11 日) により改正され、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1 3 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5, 7 6 7 百万円、延滞債権額は 2 6, 1 3 5 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号) 第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 1, 0 9 5 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 1 1, 3 9 3 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 4 4, 3 9 1 百万円であります。
なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 7, 5 7 3 百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、1 1, 5 0 0 百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 1 1 5, 5 9 2 百万円
その他資産 7 2 百万円
担保資産に対応する債務
預金 5, 0 3 9 百万円
コールマネー 1, 0 0 0 百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券 7 4, 9 9 1 百万円及び現金 3 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 1 3 8 百万円及び敷金は 1 6 1 百万円あります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、575,257百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが565,471百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 38,582百万円

11. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は5,476百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 7,418円38銭

14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率13.34%（国内基準）

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,221百万円及び株式等償却88百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 54円02銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 47円85銭

4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として「特別損失」に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗4か所	土地及び建物	26百万円
				(うち土地 17百万円)
				(うち建物 8百万円)
合 計				26百万円
			(うち土地	17百万円)
			(うち建物	8百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計期 間末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	600	28	3	625	注1、2
合計	600	28	3	625	

注1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	40,968	41,351	382
地方債	997	1,010	13
社債	15,402	14,777	△624
その他	23,952	23,740	△212
合計	81,320	80,879	△440

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	30,714	52,917	22,203
債券	633,859	634,239	379
国債	214,014	214,213	199
地方債	151,959	152,228	269
社債	267,886	267,797	△88
その他	151,882	139,872	△11,691
合計	816,457	827,029	10,891

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は2,533百万円(うち、株式88百万円、社債150百万円、「その他」のうち投資信託1,466百万円、及び外国証券828百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1)個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合で、合理的な反証がない場合、(2)個々の銘柄の有価証券の中間期末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当し、時価の回復可能性がないと判断される場合であります。

- (1) 株式
- ①時価が中間期末日以前6カ月間にわたり、一度も取得原価を回復していない場合
 - ②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
 - ③中間期末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合
- (2) 債券
- 取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,476
短期社債	999
信託受益権	24
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
その他有価証券	
非上場株式	1,126
非上場外国証券	5

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,110百万円
有価証券	3,268
退職給付引当金	2,698
減価償却費	1,850
その他	<u>1,152</u>
繰延税金資産小計	14,081
評価性引当額	<u>△2,336</u>
繰延税金資産合計	11,744
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,707
固定資産圧縮積立額	547
その他	<u>264</u>
繰延税金負債合計	<u>4,518</u>
繰延税金資産の純額	<u>7,225百万円</u>

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連法人等 3社

会社名

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

第127期中（平成20年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	31,813	預 金	2,084,438
コールローン及び買入手形	50,278	譲 渡 性 預 金	72,592
買 入 金 銭 債 権	23,988	コールマネー及び売渡手形	1,000
商 品 有 価 証 券	21	借 用 金	262
金 銭 の 信 託	5,935	外 国 為 替	5
有 価 証 券	892,361	社 債	20,000
貸 出 金	1,340,785	新 株 予 約 権 付 社 債	20,000
外 国 為 替	1,320	そ の 他 負 債	28,437
そ の 他 資 産	12,067	役 員 賞 与 引 当 金	15
有 形 固 定 資 産	19,061	退 職 給 付 引 当 金	6,744
無 形 固 定 資 産	1,840	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	440
繰 延 税 金 資 産	7,241	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	130
支 払 承 諾 見 返	9,608	偶 発 損 失 引 当 金	57
貸 倒 引 当 金	△ 15,043	支 払 承 諾	9,608
		負 債 の 部 合 計	2,243,732
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,089
		資 本 剰 余 金	4,811
		利 益 剰 余 金	117,036
		自 己 株 式	△ 3,969
		株 主 資 本 合 計	129,968
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,185
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	392
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,578
		純 資 産 の 部 合 計	137,546
資 産 の 部 合 計	2,381,279	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,381,279

第127期中(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		30,261
資金運用収益	21,449	
(うち貸出金利息)	(13,530)	
(うち有価証券利息配当金)	(7,441)	
役員取引等収益	3,195	
その他の業務収益	2,073	
その他の経常収益	3,542	
経常費用		28,806
資金調達費用	3,721	
(うち預金利息)	(3,304)	
役員取引等費用	1,142	
その他の業務費用	4,069	
営業経費用	14,422	
その他の経常費用	5,451	
経常利益		1,454
特別利益		305
特別損失		80
税金等調整前中間純利益		1,679
法人税、住民税及び事業税		2,829
法人税等調整額		△2,147
中間純利益		998

第127期中 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
直前連結会計年度末残高	12,089	4,811	116,593	△ 3,817	129,677
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 554	—	△ 554
中間純利益	—	—	998	—	998
自己株式の取得	—	—	—	△ 175	△ 175
自己株式の処分	—	—	△ 0	23	23
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	442	△ 151	290
中間連結会計期間末残高	12,089	4,811	117,036	△ 3,969	129,968

(単位：百万円)

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
直前連結会計年度末残高	19,841	529	20,370	150,048
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△ 554
中間純利益	—	—	—	998
自己株式の取得	—	—	—	△ 175
自己株式の処分	—	—	—	23
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△ 12,655	△ 136	△ 12,792	△ 12,792
中間連結会計期間中の変動額合計	△ 12,655	△ 136	△ 12,792	△ 12,501
中間連結会計期間末残高	7,185	392	7,578	137,546

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～33年
そ の 他	3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、要注意先債権に相当する債権において、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の発生当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる営業経費、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社の株式を除く) 356百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,767百万円、延滞債権額は26,135百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,095百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,393百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は44,391百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,573百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、11,500百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 115,592百万円
その他資産 72百万円
担保資産に対応する債務
預金 5,039百万円
コールマネー及び売渡手形 1,000百万円
上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券74,991百万円及び現金3百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は138百万円、敷金は161百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、575,257百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが565,471百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 38,582百万円
11. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,476百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 7,446円90銭
14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率13.38%（国内基準）

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,221百万円及び株式等償却88百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 53円98銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 47円81銭
4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26百万円を減損損失として「特別損失」に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗4か所	土地及び建物	26百万円
			(うち土地)	17百万円
			(うち建物)	8百万円
合 計				26百万円
				(うち土地 17百万円)
				(うち建物 8百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	直前連結 会計年度末 株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	602	28	3	627	注1、2
合計	602	28	3	627	

注1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 金額	基準日	効力発生日
20年6月22日 定時株主総会	普通株式	554百万円	30円	20年3月31日	20年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
20年11月14日 取締役会	普通株式	554百万円	利益剰余金	30円	20年9月30日	20年12月10日

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	40,968	41,351	382
地方債	997	1,010	13
社債	15,402	14,777	△ 624
その他	23,952	23,740	△ 212
合計	81,320	80,879	△ 440

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	30,714	52,917	22,203
債券	633,859	634,239	379
国債	214,014	214,213	199
地方債	151,959	152,228	269
社債	267,886	267,797	△ 88
その他	151,882	139,872	△11,691
合計	816,457	827,029	10,891

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しています。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,533百万円（うち、株式88百万円、社債150百万円、「その他」のうち投資信託1,466百万円、及び外国証券828百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、(1) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合で、合理的な反証がない場合、(2) 個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当し、時価の回復可能性がないと判断される場合であります。

(1) 株式

①時価が中間連結会計期間末日以前6カ月間にわたり、一度も取得原価を回復していない場合

②株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合

③中間連結会計期間末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 債券

取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用リスクの著しい低下があったと判断される場合

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場事業債	5,476
短期社債	999
信託受益権	24
その他有価証券	
非上場株式	1,126
非上場外国証券	5